

旭川医科大学病院栄養管理部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院栄養管理部規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院栄養管理部規程（平成 21 年旭医大達第 41 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>(副部長)</p> <p>第 5 条 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>2 副部長は、次に掲げるものをもって充てる。</p> <p>(1) 教授、准教授、講師又は助教のうちから、部長の推薦に基づき病院長が指名する者</p> <p>(2) 栄養士長</p> <p>3 <u>病院長は、本院の運営上必要があると認めるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず、部長の推薦に基づき副部長を指名することができる。</u>(新設)</p> <p>4 <u>第 2 項第 1 号又は前項の副部長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副部長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和 8 年 5 月 20 日から施行し、令和 8 年 5 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(副部長)</p> <p>第 5 条 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>2 副部長は、次に掲げるものをもって充てる。</p> <p>(1) 教授、准教授、講師又は助教のうちから、部長の推薦に基づき病院長が指名する者</p> <p>(2) 栄養士長</p> <p>3 <u>前項第 1 号の副部長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副部長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(略)</p>

【改正理由】

人員削減等による教員配置が厳しい状況下において、実情に応じた柔軟かつ安定的な役職配置を可能とするため、所要の改正を行うものである。